

一般社団法人日本物理学会
日本物理学会と応用物理学会における男女共同参画関連国際活動連絡会運営の内規

2015年3月13日第582回理事会承認

(表記連絡会委員の選出)

第1条 日本物理学会が責任者を置くとき、その責任者は会長が理事会の議を経て委嘱する。

2. 日本物理学会が副責任者を置くとき、その副責任者、および委員は、男女共同参画推進委員会の推薦にもとづき、会長が理事会の議を経て委嘱する。

3. 責任者、副責任者、委員に男女共同参画推進委員会委員長および少なくとも1名の理事を含めるものとする。

第2条 覚書および本内規は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

この内規は、2015年3月13日から施行する。